

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役職	氏名	備考
出席	委員	伊藤定廣	
出席	委員	青木茂	
出席	委員	吉川広	
出席	委員	高木俊彦	
出席	委員	堀田秀志	
出席	委員	服部一美	
出席	委員	福田和雄	
出席	委員	石原温	
出席	委員	山岡幹雄	
出席	委員	堀田喜代春	
出席	委員	橋本三博	
出席	委員	大野泰弘	
出席	委員	加藤和子	
出席	委員	鈴木義英	
出席	委員	芳川照明	
出席	委員	飯田英雄	
出席	委員	濱田恒雄	
出席	委員	松永富士男	
出席	委員	山田宗一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	伊 藤 長 利
課長補佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 事（事務担当）	生 田 一

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成26年7月18日(金) 午後4時00分から午後5時15分</p> <p>2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3. 出席委員(37人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 5 決定第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第 7 専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願</p> <p>日程第 8 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第 9 専決報告 現況証明願</p> <p>日程第10 報 告 農地法第5条関係取消願</p> <p>日程第11 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第12 報 告 農地改良届出書</p> <p>日程第13 報 告 公共工事に伴う一時転用</p> <p>日程第14 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 (3人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主事 生田 一 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、平成26年7月農業委員会定例会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p> <p>《会長あいさつ》</p>
事務局長	
会長	

それでは、本日の出席者数は37名中37名で、全員出席ですので、只今より7月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 1番 前野 晃 委員

議席番号 2番 川口 高志 委員

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第 9号	農地法第3条の規定による許可申請	6件
議案第10号	農地法第5条の規定による許可申請	7件
議案第11号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件
決定第 4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	4件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	9件
専決報告	農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	1件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	5件
専決報告	現況証明願	5件
報告	農地法第5条関係取消願	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知	2件
報告	農地改良届出書	2件
報告	公共工事に伴う一時転用	2件

それでは、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請6件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から6番、譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、6件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上でございます。

会長

只今、議案第9号について、事務局より説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

鈴木委員

賃借権と地上権の違いは。

事務局	賃借権は耕作する圃場の貸借、地上権は圃場の上空部分の占有です。
会長	<p>他によろしいですか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請 6件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、建築業を営んでおります。既存の資材置場は手狭で駐車スペースも無いため、効率よく作業に取り掛かれるよう資材置場と駐車場を計画するものです。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請地北側の宅地へ居宅を建築するための進入路を確保する計画でございます。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 現在、家族4人で愛西市の賃貸住宅に住んでおりますが、大変手狭なことにより、父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請地西側に新築した居宅敷地に駐車スペースがないため駐車場を計画するものです。</p> <p>(5番6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は米のオペレータで、既存の農業倉庫では手狭なため、既存と申請地を一体的に利用し、農業用倉庫を新たに建築する計画でございます。</p> <p>(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請人の行っている事業の一つである太陽光発電事業のため、下部の農地に支障がないように営農型発電設備を設置する計画でございます。パネル618枚、総事業費6,338万円で専用架台、敷地周辺をフェンスで囲います。</p> <p>補足といたしまして営農型発電設備とは下部で作物を作付けしつつ、高上げた架台へ太陽光パネルを設置するというもので、一時転用の許可となりますので3年に1回の許可が必要である事や、毎年1回営農報告が必要で収量などが地域の平均的な単収の8割を下回る場合は太陽光設備の撤去命令が県からでること、</p>

	<p>など通常の転用許可と比べ、条件が複雑になっております。今回の申請をするにあたり6月9日(月)10時半から営農についての聞き取り調査をさせていただきました。参加者は会長を始め立田北部地域の委員さんと海部事務所農政課の担当者と下部の農地を耕作する方です。内容は営農の意欲、計画などについて聞き取りしました。</p> <p>なお、この案件は、先に説明申し上げた議案1ページの2番3番、農地法3条の申請と関連がございますので転用許可がおりない場合は3条も不許可となります。</p> <p>以上、7件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しない為、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第10号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
杉村委員	<p>7番の案件について、過去に隣地とのトラブルがあり大変もめた経緯があると聞いていますが隣地承諾書は添付されていますか。</p>
事務局	<p>隣地同意書は農地転用申請の必須書類ではありませんが、市独自にトラブルの防止を目的に同意書の添付を求めています。しかしこの案件について同意が得られなかったということで隣地同意書の添付はありません</p>
水谷委員	<p>収量が2割以上減した場合は撤去していただけるのか。</p>
事務局	<p>毎年の報告を受け、2割以上減少した場合、県から改善及び撤去命令が発せられます。</p>
会長	<p>その他よろしいでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請7件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(多数挙手)</p> <p>有り難うございました。多数賛成と言う事で、7番については、隣地同意の件、撤去命令の件など意見書を添付し、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面</p>

	<p>積、を朗読及び説明) 事務局にて願出農地の営農状況を確認したところ適正であり、願出者につきましても、納税猶予の適用を受けるための要件備えていると思われる為証明できると思われます。以上でございます。</p> <p>会長 只今、事務局より議案第11号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で証明する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第4号 農業経営基盤強化促進法18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (1番から4番の集計概要を報告し、説明とさせていただきます。全体筆数は6筆、面積は1,421㎡でございます。受人の内訳は2人で、認定農業者です。内容につきましては、作物は全て普通畑でございます。全て新規、契約期間は6年、10年。権利の内容につきましてはすべて賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第4号について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。 続きまして、専決報告4件・報告4件について事務局より一括で説明をお願い</p>

事務局	<p>します。</p> <p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から9番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、9件の届出がございました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理年月日を朗読説明) 以上、1件の届出がございました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、5件の届出がございました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から5番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・事由・備考を朗読説明) 以上、5件の届出を証明いたしました。</p> <p>(報告 農地法第5条関係取消願 1番の届出人住所氏名・申請地の地目、面積、内容、取消事由・備考を朗読説明) 以上、1件の取消願を受理いたしました。</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番から2番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明) 以上、2件の届出がございました。</p> <p>(報告 公共工事に伴う一時転用 1番から2番の工事名・工事内容・一時転用場所、地目、面積、借地面積・施工期間・転用内容・請負業者名を朗読説明) 以上、2件の届出がございました。</p>
会長	<p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
鈴木委員	<p>18条の合意解約の中に過去に新規就農して権利取得した土地があったが3年3作が原則でしょうか。</p>
事務局	<p>農地の権利取得後は転用行為、農地の権利移動について3年3作の指導をしています。</p>
会長	<p>他よろしいでしょうか。</p>

	<p>(発言なし)</p> <p>それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、7月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午後5時10分)</p> <p>続きまして、その他に入らせていただきます。</p> <p>○ 先月及び今月の農地パトロール報告をお願いします。</p> <p>まずは、先月（八開地区）の報告をお願いします。</p>
<p>三輪委員 会長</p>	<p>(議席番号13番 三輪副会長より報告)</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>続きまして、今月（佐織地区）の報告をお願いします。</p>
<p>山田委員 会長</p>	<p>(議席番号16番 山田副会長より報告)</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>その他、事務局より報告事項があればお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>○ 全国農業会議所及び愛知県農業会議から、農業委員会活動に対するお礼文書が届きましたので、お手元に配布させていただきました。</p> <p>○ 農業委員任期満了に伴い、委員章の返却をお願いします。本日お持ちの方につきましては、事務局まで返却してください。なお、本日お持ちでない方につきましては、後日で結構ですので、順次返却をお願いします。</p> <p>○ 親睦会の会計報告ですが、現在の残高は 386,743 円でございます。4月～7月分までの農業新聞代 (88,800 円 (600 円×4 か月分×37 名文)) 及び本日の親睦会費を支払いますと、お一人様あたり数百円の残金となります。皆様のご賛同があれば東日本大震災の義援金として寄付させていただければと思っております。いかがでしょうか。</p>

会長

- 本日17時45分より、親睦会の開催を予定しております。送迎バスを利用される方につきましては、17時30分に立田庁舎正面玄関へお集まりください。

以上でございます。

その他宜しいですか。

(発言なし)

【会長より一言あれば】

これをもちまして、任期最後となりましたが、7月定例農業委員会を閉会いたします。3年間、大変ご苦労様でした。

閉 会 (午後5時15分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成26年7月18日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 1番委員 前 野 晃

議事録署名者

議席番号 2番委員 川 口 高 志